

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第二節 事務所等における禁止行為等(第二十九条・第三十条)を改める部分に限る。、第九条の改正規定、第十五条の改正規定(見出しを削る部分を除く。)、第四章に二節を加える改正規定、第四十七条の改正規定、第三十四条第一項の改正規定、第三十五条の改正規定、第三十九条の改正規定(同条第十号中、第三十一条第一項を、第三十二条の二第一項に改める部分を除く。)、第四十二条第三項の改正規定、第四十三条の改正規定、第六章を、この章に改める部分を除く。及び別表の改正規定(次号に掲げる規定を除く。)、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
二 別表に二号を加える改正規定(同表第五十三号に係る部分に限る。)、電子記録債権法(平成十九年法律第百二二号)の施行の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
(経過措置)
第二条 この法律による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十一条の二の規定は、この法律の施行後に指定暴力団員が行った他人の生命、身体又は財産を侵害する行為について適用する。
(金融商品取引法等の一部改正)
第三条 次に掲げる法律の規定中、第三十一条第七項を、第三十二条の二第七項に改める。
一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の四第一項第二号、第二建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条第八号
三 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第六条第二項第二号
四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五条第一項第三号の二

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第五項第四号八
六 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第六条第一項第五号及び第二十四条の六の四第一項第十二号
七 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六条第六号二
八 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十条第四号
九 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第六条第一項第五号ホ
十 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十二条第一項第二号八
十一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第六条第一号ロ
十二 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第三条のうち貸金業法第二章の次に一章を加える改正規定中第二十四条の八第五項第四号イに係る部分、第二十四条の二十七第一項第五号に係る部分及び第二十四条の三十七第一号に係る部分
(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第一百七十三条中、「第三十一条第一号及び第三十二条第一項」を、「第三十二条の二第一項第一号及び第三十二条の三第一項」に改める。
内閣総理大臣 福田 康夫

消費者契約法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年五月二日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第二十九号

消費者契約法等の一部を改正する法律
(消費者契約法の一部改正)
第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十二条」を、「第十二条・第十二条の二」に改める。
第二条第二項中「法律」の下に、「(第四十三条第二項第二号を除く。)」を加える。
第十二条に見出しとして「差止請求権」を付し、同条第五項及び第六項を削り、第三章第一節同条の次に次の一条を加える。
(差止請求の制限)
第十二条の二 前条又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一条の二の規定による請求(以下、差止請求」といふ)は、次に掲げる場合には、することができない。
一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合
二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等(訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。)につき既に確定判決等(確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。)が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に

掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。
イ 訴えを却下した確定判決
ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断
ハ 差止請求をする権利(以下、「差止請求権」といふ)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十四条において、「差止請求権不存在等確認請求」といふ)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの
二 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するもの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。
第十三条第四項中、「である事業者等」を削る。
第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第一号に規定する事由の有無について、公正取引委員会の意見を聴くものとする。
第二十三条第四項第二号中「事業者等」に対し、を削り、同項第九号中「事業者等」を「相手方」に改め、同条第五項中「及び内閣総理大臣」を「並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会」に改め、他の適格消費者団体」の下に、「及び公正取引委員会」を加え、同条第六項中「第十二条第五項第二号本文」を、「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。
第三十四条第一項第四号中「第十二条第五項第二号本文」を、「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。
第三十五条第一項及び第三項中「第十二条第五項第二号本文」を、「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。

掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があつた旨の認定がされたときは、この限りでない。
イ 訴えを却下した確定判決
ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断
ハ 差止請求をする権利(以下、「差止請求権」といふ)の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求(第二十四条において、「差止請求権不存在等確認請求」といふ)を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの
二 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するもの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をすることを妨げない。
第十三条第四項中、「である事業者等」を削る。
第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第一号に規定する事由の有無について、公正取引委員会の意見を聴くものとする。
第二十三条第四項第二号中「事業者等」に対し、を削り、同項第九号中「事業者等」を「相手方」に改め、同条第五項中「及び内閣総理大臣」を「並びに内閣総理大臣及び公正取引委員会」に改め、他の適格消費者団体」の下に、「及び公正取引委員会」を加え、同条第六項中「第十二条第五項第二号本文」を、「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。
第三十四条第一項第四号中「第十二条第五項第二号本文」を、「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。
第三十五条第一項及び第三項中「第十二条第五項第二号本文」を、「第十二条の二第一項第二号本文」に改める。